

○神崎町がけ地崩壊対策事業補助金交付要綱

平成30年5月16日

告示第18号

(目的)

第1条 この要綱は、がけ地崩壊による災害から住民の生命及び財産を守り、安全で住みよい環境の確立を図るため、がけ地崩壊対策事業を行う者に対し、当該事業に要する経費の一部を、予算の範囲内において補助することについて、神崎町補助金交付規則（昭和40年神崎町規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) がけ地 傾斜度が30度を超え、高さが3メートルを超える傾斜地をいう。
- (2) 危険区域 がけの上にあつては、がけの上端から当該がけの高さの1.5倍、がけの下にあつては、がけの下端から当該がけの高さの2倍に相当する距離以内の土地をいう。
- (3) 危険家屋 危険区域に存する現に居住の用に供されている建築物をいう。
- (4) 擁壁 土砂崩れを防止し、又は危険家屋を防護するために必要な工作物で、コンクリート造、石造その他これに類する材料を用いた構造のものをいう。
- (5) がけ地崩壊対策事業 擁壁の設置、改造その他がけ地の崩壊を防止するための事業をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることのできる者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 危険家屋の所有者若しくは居住者又は危険区域内の土地の所有者

(2) 同一世帯に町税の滞納者がいない者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業は、次に掲げる要件を備えているがけ地崩壊対策事業とする。

- (1) 現に崩壊しているがけ地又は崩壊するおそれのあるがけ地であつて、危険家屋の存するがけ地に係る事業であること。
- (2) 人工がけについては、擁壁等によつて保護されておらず、工事施行後、10年以上経過したものであること。
- (3) 個人が行う事業であること。ただし、町長が特に認めるときは、この限りでない。
- (4) 住宅等の分譲を業とする者が業として行う事業でないこと。
- (5) 町の入札参加資格者又はこれと同等以上の能力を有すると町長が認める建設業者が施工する事業であること。
- (6) がけ地が他の補助事業の対象外であること。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付対象経費は、がけ地崩壊対策事業に係る工事費とする。

2 補助金の額は、交付対象経費の2分の1の額とし、50万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、工事着工前に、神崎町がけ地崩壊対策事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 工事箇所の位置図
- (2) 現況写真
- (3) 工事箇所の公図の写し
- (4) 設計図書（平面図、断面図等）
- (5) 工事見積書の写し
- (6) 工事施工承諾書（申請者以外の者が工事箇所の権利者である場合に限

る。)

(7) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条に規定する申請書の提出があつたときは、その内容を審査及び必要に応じて現地を調査の上、補助金の交付を決定したときは、神崎町がけ地崩壊対策事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(事業の変更等)

第8条 申請者は、前条の規定による補助金の交付決定通知書を受理した後に、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更し、又は廃止しようとするときは、速やかに神崎町がけ地崩壊対策事業変更(廃止)承認申請書(様式第3号)に補助事業変更に係る書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する申請書の提出があつたときは、その内容を審査及び必要に応じて現地を調査の上、補助事業の内容の変更等を承認したときは、神崎町がけ地崩壊対策事業変更(廃止)承認通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 申請者は、補助事業が完了したときは、事業完了の日から30日以内又は当該年度の3月20日のいずれか早い日までに、神崎町がけ地崩壊対策事業実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類等を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 主な工事の各工程の写真

(2) 領収書の写し

(3) 契約書の写し

(4) その他町長が必要と認める書類等

(補助金の交付確定)

第10条 町長は、前条に規定する実績報告書の提出があつたときは、その内容を審査及び必要に応じて現地を調査の上、補助事業が完了していることを検査し、補助事業が完了したと認めるときは、神崎町がけ地崩壊対策事業補助金確定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

2 建築基準法（昭和25年法律第201号）第88条の規定による確認を受けて施工した事業については、当該法令に基づく検査を完了したことが確認できる書類の写しの提出をもつて、前項に規定する検査が完了したものとみなす。

（補助金の交付請求）

第11条 申請者は、前条に規定する確定通知書を受領した後、神崎町がけ地崩壊対策事業補助金交付請求書（様式第7号）により町長に請求するものとする。

（補助金の返還等）

第12条 町長は、申請者が虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたと認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、交付すべき補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年7月2日から施行する。

附 則（令和5年告示第17号）

この告示は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。